

岩手県告示第64号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第745号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成28年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 奥州市胆沢区小山地内
- 2 実施した期間 平成27年6月26日から同年12月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び地図調整）